

季刊文化財 第三号

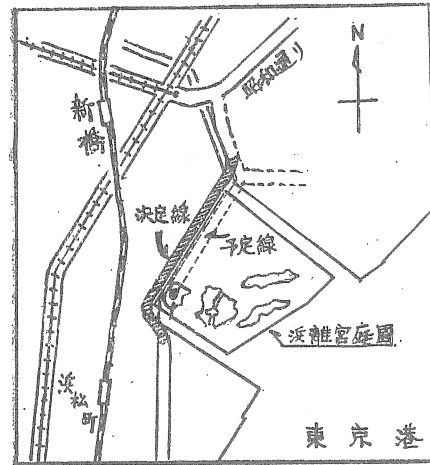
目次

国宝・重要文化財の指定.....	(1)
史跡・名勝・天然記念物の指定.....	(28)
重要民俗資料の指定.....	(33)
重要無形文化財の指定と記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択.....	(38)
昭和三十年度の予算及び事業計画について.....	(44)
旧浜離宮庭園の現状変更について.....	(55)
各都道府県における文化財保護条例の制定状況及びその問題点.....	(60)
中尊寺収蔵庫について.....	(63)

口繪写真

絹本着色訶梨帝母像
木造雲中供養菩薩像
大善寺本堂

旧浜離宮庭園の現状変更について



一、問題の発端と現状変更の内容

旧浜離宮庭園、いわゆるお浜離宮に道路を通したいという考えと、それは絶対に困るという反対が表面に現われたのは、東京都から文化財保護委員会に対して許可申請のなされた昭和二十七年六月末からであった。爾来満三年の年月を経て今日漸く解決に至つたのであるが、このように長い期間を要し、文化財関係者が終始一致した方針と態度とを貫いた例の一として稀なものであつたと云つて差支えない。

その内容は別図中予定線で記したところによつて分るように、京浜工業地区、東京港方面と中央卸売場、昭和通とを結び、差当りこれを京浜国道のバイパスとし、同国道の新橋附近における交通難を緩和するため、この浜離宮内を通つて巾二十米の道路を貫通させようとするものであつた。

二、旧浜離宮庭園の価値

この庭園は、昭和二十年十一月三日皇室から東京都に御下賜に

なり、広く国民一般に解放されたものである。その価値の専門的説明はここに省略するとして、その根本的特徴は次の諸点にあるものと思われる。

- (1) 海浜の中に孤立した離島とし、他と全く隔絶した地域に綜合的地制を行つて成功した庭園であることであつて、完全に残つてゐる唯一無二のものである。
- (2) 江戸時代に行われた潮入の庭として最もすぐれた様式を有し、周囲が水面であるため潮入の庭としての機能を完全に保つてゐる類例のないものである。
- (3) 庭園であると共に、江戸城外堀の東京湾に注ぐ出口にあり、江戸城の外海からの攻撃に対する防禦の砦として重要なところである。
- (4) 徳川將軍家唯一の離館であつた。
- (5) その要素として古くから鴨場を取り入れ、皇室が外交団その他を鴨猟に召され外交を温め懇親された由緒ある鴨場を二つながら備へてゐることに価値深い。

本庭園はこのような価値に鑑み、昭和二十三年十二月名勝及び史跡に指定され、更に昭和二十七年十一月特別名勝及び特別史跡に指定されてゐるのである。

三、第十八号路線の必要性

この道路は、放射第十八号路線と称せられ、既述のように東京港の完成に備へ、且つ品川、新橋、銀座を結ぶ国道の交通難緩和

の目的で計画されたものである。その必要なことは誰もがよく認めるところで、試みに新橋と銀座の交叉点に立つて諸車の交錯状況を眺めればいかに混雑の甚だしいかは一目瞭然である。文化財保護委員会委員の一部は、ここに約一時間立ち通しで様子をつぶさに実見したのである。従つて委員会としてはこの道路の公共的必要性を認めるに、決して吝さかではなかつたのである。

そしてその必要なことが夙に痛感されてゐたことは云うまでもなく、昭和二十一年三月戦災復興院告示によりまず街路計画決定をみ、二十五年三月には建設省告示により東京特別都市計画決定に引き継がれ、更に二十六年十二月首都建設委員会公示により首都建設当面の目標とすべき路線として決定されてゐるのである。

四、第十八号路線計画の浜離宮に及ぼす影響

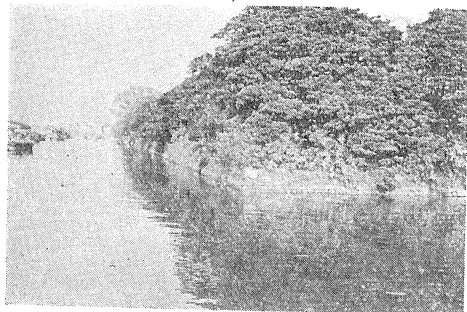
この道路計画の実施が、庭園にどんな影響を与えるかは、本庭園の価値を考えれば自から明かであるが、およそ左の諸点が挙げられる。

- (1) 市街と隔絶した離島としての独立的形態を失うこと。
 - (2) 庭園の中に街路が侵入することより、市街地の一部となり、庭園の綜合的地制を破壊し、全く環境の変化を来たし、風致を害すること甚だしい。
 - (2) 旧延遠館跡、旧西門橋詰枳形等の旧規を失うこと。
- 前述のように、浜離宮は江戸城の外郭をなし江戸城と一体をなす欠くことのできない史跡である。現在残つてゐる枳形は

単に庭園の管理のためばかりでなく、皆の防禦の辨形として重要なもので、辨形そのものを現在の位置において保存してこそ意義深いのであり、この辨形を破壊し他に移して模造するが如きは本離宮の価値と保存の目的を全く無視するものである。

(3)新銭座鴨場は事実上破壊されてしまうこと。

(4)道路から西側(外側)の樹叢地帯は事実上庭園外となること。これらによつて特別名勝及び特別史跡としての指定の価値は喪失されるのである。



庭園西隅(この水面を一部残す)の位置を決定する

五、文化財保護委員会の方針

この現状変更に対する委員会の態度は終始一貫したものであつた。つまり庭園を通過するような案は余て許可すべきでないというに あつた。その他のことは或る程度譲歩して調整を図ることは必要であらうが、この基本線だけは絶対に守るべしという強い決意であつたわけである。委員会は道

路の必要性は十分認めていた。然し必要性を認めることは、直ちに現状変更を許可することに結びつくものではない。

文化財はその性質上一旦破壊されれば永久に失われ再び旧規に復することは不可能である。失われてから後悔しても既に遅い。しかもそのような例は決して少くない。道路の必要を認めると同時に庭園を破壊しないで道路を設置する方途のあることを強調し、共存できると信じ当事者にその誠意ある研究を要請した。他に対しひととおりの交渉をして困難であるからといつて文化財関係を無理押しするのでは理由にならず、そういう易きにつくことを否定したのであつた。われわれは、本庭園の価値からは勿論、更に大東京の百年の計を考えた場合これが最善の策とすら考えた。決して一部の人のいう独善でないと信じている。このような方針の下に、道路の建設と庭園の保存とが両立しようよう、調整に努力したのである。

六、交渉経過

解決に至るまでの経過は決して簡単でないが、煩雑になるのでここには経過の主要部分を年月順に列挙するに止めることにする。

なおここにいちいち記しはしないが、道路建設促進者側の陳情や設置反対者側の要請等が数多くあつたこと及び事務局側、東京都のおのおのが現場調査を何回となく行つたことを附記しておく。

昭二七、七、二九

東京都から現状変更許可申請書受理

" 二一、一三

専門審議会において協議、不許可の方針に決定

" 二二

不許可の方針を口頭で都に通知

二八、九、一八

専門審議会名勝部会において不許可の方針再確認

" 二二、一〇

不許可の指令を出す旨都に伝えたところ、代案

研究中につき猶予されたしとの申出

二九、二、二七

芦田均氏、都計画部長等文化財保護委員会に陳情

" 三、一〇

浅沼稻次郎氏、港区民代表等文化財保護委員会に陳情

" 二九、三、一九

東京都四案を提示、説明

A案 十二米道路の庭園貫通

B案 汐留駅側への拡張設置(交渉不調で実現困難な旨述べ)

C案 汐留川を半分埋めて端の石垣をすれすれに通る(技術的経済的に困難な旨述べ)

D案 汐留川を全部埋めて端の石垣を切り取つて通る

事務局案を述べて懇談

二九、三、二六

東京都E案(堀を僅か残し大部分を埋め石垣をすれすれに通る)について説明(実現は経費的に困難との応答あり)

七、結 び

二九、六、二

芦田均氏、安井都知事、港区長等委員会に陳情

" 七、一

都側と話し合い、都経費調を提出して堀を全部埋立て、端の石垣をけずる案を強く希望

この前後、石垣をけずらず、堀を幾分でも残すことの委員会の方針との間に調整を図つたが、まとまらなかつた。

二九、八、一九

これ以降建設省との話し合いが始まる

" 二二、一三

建設省第一回案の提示説明

" 二二、一三〇

(角を僅か残してその内側を一部通過する案)

" 二二、一八

建設省第二回案提示説明

" 二二、二八

(角の石垣を存置するが、その直上を橋にして通過する案)

三〇、二、二三

専門審議会関係部会開催、この間右案に対する模型の作成を要請提出あり

三〇、三、四

専門審議会関係部会開催

" 三、二四

(建設省、東京都の出席を求めて懇談)

" 三、二八

建設省右の懇談に基き第三回案の提示

" 四、二

専門審議会関係部会開催、第三回案を略了承文化財保護委員会で建設省案を了承

このようにして幾多の紆余曲折を経て相互に調整に努力し事実上解決をみるに至つたのである。そして結局は文化財保護委員会の最初からの考えに到達したのであつて、落ちつくべきところに落ちついたという感じである。しかし今なお汐留川を大部分埋めることを難点とする人も少くないのであるが、調整をする上からはまことに止むを得なかつたのである。

然しながら委員会の最初からの方針は厳として貫かれたのである。或は頑固と云われ、或は融通がきかないと非難されたのを時には甘んじて受けて、文化財の保護と道路の建設との調整を図ることができるといふ信念に加えるに、路線計画者の文化財保護に対する再認識によつてこの結果を生んだものであつて、まことに同慶にたえない。今後このお互の労苦を十分生かして、本庭園の保存と活用に努めることが関係者の責任ではなからうか。同時に文化財保護委員会は、決して無理を強いているものではなく、文化財の価値の基本をおびやかすような変更には断乎反対するが、譲歩すべきは譲歩して調整に努力し、良識を以て判断し処置していることを広く理解されるよう念願するものである。

編 集 後 記

本号は三月決定をみた国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要民俗資料、重要無形文化財の解説を掲載して、長く記録にとどめたいと思う。

昭和三十年度の予算及び事業計画は、本年度最初の号として文化財保護委員会の事業を見透してみた。

本年は文化財保護法制定五周年目に当るのでこれを記念するため、次号は文化財保護法制定五周年特輯号として、文化財保護法施行後の五ヶ年における文化財保護行政発展のあとを回顧する予定である。

昭和30年7月31日発行

季 刊 文 化 財 第3号

発行者 文化財保護委員会

印刷所 青樹印刷株式会社
東京都中央区日本橋茅場町2-7